

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例
の一部を改正する条例 (企業局公営事業課)

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例 (管財課)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (デジタルみやぎ推進課)

○保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例 (社会福祉課)

○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例 (家畜防疫対策室)

○みやぎ森と緑の県民条例の一部を改正する条例 (林業振興課)

条 例

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の一部を改正する条例

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例(平成三十一年宮城県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の第十八第一項」を「第二十五条の第三十第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年宮城県条例第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

第四条中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に、「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一の一の項中

7 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

を

8 療育手帳の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

7 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

に改める。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。別表四の項中「三五〇円」を「三〇〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に家畜の所有者がその所有する家畜について受けた注射に係る手数料については、なお従前の例による。

みやぎ森と緑の県民条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

みやぎ森と緑の県民条例の一部を改正する条例

みやぎ森と緑の県民条例（平成三十年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第二條第一項」を「第二條第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。